

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条</p> <p>一 から十一まで（現行のとおり）</p> <p>十二 排出ガス規制 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、環境大臣が定める自動車排出ガスの量の許容限度をいう。</p> <p>十三から二十一まで（現行のとおり）</p> <p>第三条から第二十五条まで（現行のとおり）</p> | <p>第一条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条</p> <p>一 から十一まで（略）</p> <p>十二 排出ガス規制 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、環境庁長官が定める自動車排出ガスの量の許容限度をいう。</p> <p>十三から二十一まで（略）</p> <p>第三条から第二十五条まで（略）</p> |